

### 3 生活・衛生

#### (1) 生活製品等

##### ○家庭用品品質表示法

###### 家庭用品の品質に関する表示の指示に関する事務

No.	根拠条項	事務の内容	現在の県の担当部課		防災くらし安心部	消費生活・地域安全課	移譲対象市町村
			処分権者	処分件数	移譲に当たった条件等	備考	
1	第4条第1項	遵守事項を遵守しない業者に対する指示	—	—		販売業者等が同一町村の区域内にある場合について特例条例により全町村に移譲済み	全町村(済)
2	第4条第3項	指示に従わない販売業者の公表	本庁	0	販売業者等が同一町村の区域内にある場合に限る。		全町村
3	第10条第1項	措置を求める申出の受理	—	—		販売業者等が同一町村の区域内にある場合について特例条例により全町村に移譲済み  (全てについて) 地方分権改革推進委員会 第一次勧告掲載	全町村(済)
4	第10条第2項	措置を求める申出に関する調査	—	—			
5	第19条第2項	販売業者からの報告の徴収、店舗等に係る立入検査	—	—			

##### ○消費生活用製品安全法

###### 消費生活用品の製造等の事業を行う者に対する報告徴収、立入検査等に関する事務

No.	根拠条項	事務の内容	現在の県の担当部課		防災くらし安心部	消費生活・地域安全課	移譲対象市町村
			処分権者	処分件数	移譲に当たった条件等	備考	
6	第40条第1項	特定製品の販売の事業を行う者又は特定保守製品取引事業者の業務の状況に関する報告の徴収	(特定保守製品関係)本庁	0	特定保守製品取引事業者が同一町村の区域内にある場合に限る。	特定製品については特例条例により全町村に移譲済み ※「特定製品」とは、消費生活用品のうち、構造・材質・使用状況等からみて一般消費者の生命又は身体に特に危害を及ぼすおそれがあると認められる製品を指す。 ※「特定保守製品」とは、消費生活用品のうち、長期間の使用に伴い生ずる劣化により安全上支障が生じ、一般消費者の生命又は身体に対して特に重大な危害を及ぼすおそれが多いと認められる製品  地方分権改革推進委員会 第一次勧告掲載	全町村
7	第41条第1項	特定製品の販売の事業を行う者又は特定保守製品取引事業者の店舗等に係る立入検査	(特定保守製品関係)本庁	0			
8	第42条第1項	検査が著しく困難と認められる特定製品又は特定保守製品の提出の命令	(特定保守製品関係)本庁	0			
9	第42条第3項	命令によって生じた損失の補償	本庁	0	特定製品の販売業者又は特定保守製品取引事業者が同一町村の区域内にある場合に限る。		

##### ○不当景品類及び不当表示防止法

###### 違反を取りやめるべきこと等の措置命令等に関する事務

No.	根拠条項	事務の内容	現在の県の担当部課		防災くらし安心部	消費生活・地域安全課	移譲対象市町村
			処分権者	処分件数	移譲に当たった条件等	備考	
10	第7条第1項	違反行為を取りやめるべきこと等の措置命令	本庁	0			全市町村
11	第7条第2項	表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出要求	本庁	0			
12	第29条第1項	景品類若しくは表示に関する報告の徴収及び立入検査等	本庁 総合支庁(村山除く)	0			

## ○特定商取引に関する法律

### 訪問販売業務の停止命令等に関する事務

No.	根拠条項	事務の内容	現在の県の担当部課		防災くらし安心部	消費生活・地域安全課	移譲対象市町村
			処分権者	処分件数	移譲に当たった条件等	備考	
13	第6条の2	訪問販売取引に係る合理的な根拠を示す資料の提出要求	本庁	0	市町村の区域内で業務を行う場合	法律第68条、政令(施行令第19条)により、都道府県知事の事務とされている。	全市町村
14	第7条	訪問販売に係る違反行為者等に対する指示	本庁	0			
15	第8条	訪問販売に係る違反行為者等に対する業務停止命令	本庁	0			
16	第12条の2	通信販売広告に係る合理的な根拠を示す資料の提出要求	本庁	0			
17	第14条	通信販売取引に係る違反行為者等に対する指示	本庁	0			
18	第15条	通信販売取引に係る違反行為者等に対する業務停止命令	本庁	0			
19	第21条の2	電話勧誘販売に係る告知事項の合理的な根拠を示す資料の提出要求	本庁	0			
20	第22条	電話勧誘販売に係る違反行為者等に対する指示	本庁	0			
21	第23条	電話勧誘販売に係る違反行為者等に対する業務停止命令	本庁	0			
22	第34条の2	連鎖販売取引に係る合理的な根拠を示す資料の提出要求	本庁	0			
23	第36条の2	連鎖販売取引広告に係る合理的な根拠を示す資料の提出要求	本庁	0			
24	第38条	連鎖販売取引に係る違反行為者等に対する指示	本庁	0			
25	第39条	連鎖販売取引に係る違反行為者等に対する業務停止命令	本庁	0			
26	第43条の2	特定継続的役務提供広告に係る合理的な根拠を示す資料の提出要求	本庁	0			
27	第44条の2	特定継続的役務提供に係る合理的な根拠を示す資料の提出要求	本庁	0			
28	第46条	特定継続的役務提供に係る違反行為者等に対する指示	本庁	0			
29	第47条	特定継続的役務提供に係る違反行為者等に対する業務停止命令	本庁	0			
30	第52条の2	業務提供誘引販売取引に係る合理的な根拠を示す資料の提出要求	本庁	0			
31	第54条の2	業務提供誘引販売取引広告に係る合理的な根拠を示す資料の提出要求	本庁	0			
32	第56条	業務提供誘引販売取引に係る違反行為者等に対する指示	本庁	0			
33	第57条	業務提供誘引販売取引に係る違反行為者等に対する業務停止命令	本庁	0			
34	第58条の12	訪問購入に係る違反行為者等に対する指示	本庁	0			
35	第58条の13	訪問購入に係る違反行為者等に対する業務停止命令	本庁	0			
36	第60条	訪問販売、通信販売、電話勧誘販売、連鎖販売、特定継続的役務提供、業務誘引販売取引、訪問購入に係る申出の受理	本庁	0			
37	第66条	報告聴取及び立入検査	本庁	0			

## ○ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律

### 会員制事業者の業務停止命令等に関する事務

No.	根拠条項	事務の内容	現在の県の担当部課		防災くらし安心部	消費生活・地域安全課	移譲対象市町村
			処分権者	処分件数	移譲に当たった条件等	備考	
38	第10条	必要な措置をとるべき旨の指示	本庁	0	市町村の区域内で業務を行う場合	政令(施行令第8条)により、都道府県知事の事務とされている。	全市町村
39	第11条	業務停止命令	本庁	0			
40	第17条第1項	報告徴収及び立入検査	本庁	0			

## ○割賦販売法

### 割賦販売取引等の事業を行う者に対する報告徴収、立入検査等に関する事務

No.	根拠条項	事務の内容	現在の県の担当部課		防災くらし安心部	消費生活・地域安全課	移譲対象市町村
			処分権者	処分件数	移譲に当たった条件等	備考	
41	第40条第1項	割賦販売を業とする者の営業に関する報告の徴収	本庁	0	同一市町村の区域内で業務を行う場合に限る。		全市町村
42	第40条第2項	登録割賦購入あっせん業者等の営業に関する報告徴収	本庁	0			
43	第41条第1項	許可割賦販売業者、登録割賦購入業者等への立入検査	本庁	2			

## ○生活関連物資等の買い占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律

### 特定物資の価格動向調査等に関する事務

No.	根拠条項	事務の内容	現在の県の担当部課		防災くらし安心部	消費生活・地域安全課	移譲対象市町村
			処分権者	処分件数	移譲に当たった条件等	備考	
44	第3条	特定物資の価格動向及び需給状況調査	本庁	0		※「特定物資」とは、生活関連物資等で価格が異常に上昇するおそれがあり、買い占め・売惜しみが行なわれるおそれがある場合に、特別の調査を要する物資として指定したものを指す。 ※現在のところ、特定物資は指定されていない。 ※昭和51年5月以降、当該法律の発動は無い。 ※施行令第2条第2号により、都道府県又は人口50万人以上の市の事務とされている。	全市町村
45	第4条第1項	買い占め及び売惜しみにより特定物資を多量に保有している事業者に対する売渡の指示	本庁	0			
46	第4条第2項	売渡の指示に従わなかった者に対する命令	本庁	0			
47	第4条第4項	買い占め及び売惜しみにより特定物資を多量に保有している事業者に対する売渡の裁定	本庁	0			
48	第4条第5項	裁定に関する通知	本庁	0			
49	第5条第1項	買い占め及び売惜しみにより特定物資を多量に保有している事業者に対する立入検査	本庁	0			
50	第5条第2項	保管業者に対する立入検査及び質問	本庁	0			

## ○国民生活安定緊急措置法

### 違反行為者等に対する指示等に関する事務

No.	根拠条項	事務の内容	現在の県の担当部課		防災くらし安心部	消費生活・地域安全課	移譲対象市町村
			処分権者	処分件数	移譲に当たった条件等	備考	
51	第6条第2項	標準品目の標準価格表示に関する指示	本庁	0		※「標準品目」とは、生活関連物資等の指定物資のうち取引の標準となる品目を指す。 ※現在のところ、標準品目は指定されていない。	全市町村
52	第6条第3項	価格表示に関する指示に従わなかった場合の公表	本庁	0			
53	第7条第1項	法令で規定する価格以下の価格での物資の販売の指示	本庁	0			
54	第7条第2項	法令で規定する価格以下の価格での物資の販売の指示に従わなかった場合の公表	本庁	0			
55	第30条第1項	立入検査	本庁	0			

## ○食品表示法

### 不適正な表示に対する措置に関する事務

No.	根拠条項	事務の内容	現在の県の担当部課		防災くらし安心部 健康福祉部	食品安全衛生課 健康づくり推進課	移譲対象市町村
			処分権者	処分件数	移譲に当たった条件等	備考	
56	第6条第1項	表示事項の表示又は遵守事項の遵守の指示(酒類を除く)	本庁 総合支庁	0	主たる事務所及び事業所が一市町村管内のみにある食品関連事業者に関するものに限る。  (食品衛生法等他法令との調整が必要)	※旧「農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律」(通称「JAS法」)等	全市町村
57	第6条第3項	表示事項の表示又は遵守事項の遵守の指示(酒類)	総合支庁	0			
58	第6条第5項	指示に係る措置をとるべき旨の命令	本庁 総合支庁	0			
59	第6条第8項	回収命令又は業務停止命令	総合支庁	0			
60	第7条	指示又は命令の公表	本庁	0			

報告の徴収及び立入検査等に関する事務			現在の県の担当部課		防災くらし安心部 健康福祉部	食品安全衛生課 健康づくり推進課	移譲対象 市町村
No.	根拠条項	事務の内容	処分権者	処分件数	移譲に当たっての条件等	備考	
61	第8条第1項	報告の徴収、物件の提出の要求、立入検査、質問、収去(衛生・保健事項)	総合支庁	6,257	主たる事務所及び事業所が一市町村管内のみにある食品関連事業者に関するものに限る。 (食品衛生法等他法令との調整が必要)	※旧「農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律」(通称「JAS法」)等	全市町村
62	第8条第2項	報告の徴収、物件の提出の要求、立入検査、質問(品質事項、酒類を除く)	本庁 総合支庁	0			
63	第12条第1項	食品表示の不適正に関する申出の受付(酒類を除く)	本庁 総合支庁	16			
64	第12条第2項	食品表示の不適正に関する申出の受付(酒類)	総合支庁	0			
65	第12条第3項	食品表示の不適正に関する申出に係る調査	本庁 総合支庁	11			

## ○電気用品安全法

電気用品販売等の規制に関する事務			現在の県の担当部課		防災くらし安心部	消防救急課	移譲対象 市町村
No.	根拠条項	事務の内容	処分権者	処分件数	移譲に当たっての条件等	備考	
66	第45条	報告の徴収	—	—	地方分権改革推進委員会 第一次勧告掲載	特例条例により全町村に移譲済み	全町村 (済)
67	第46条第1項	電気用品販売事業者への立入検査	—	—			
68	第46条の2第1項	電気用品の提出の命令	—	—			
69	第46条の2第2項	命令によって生じた損失の補償	本庁	0		全町村	

## ○武器等製造法

猟銃等の製造・販売等の許可に関する事務			現在の県の担当部課		防災くらし安心部	消防救急課	移譲対象 市町村
No.	根拠条項	事務の内容	処分権者	処分件数	移譲に当たっての条件等	備考	
70	第17条第1項	猟銃等製造事業の許可	総合支庁	0	火薬類取締法の業務と一体的に指導取締りできる体制を要する。		人口10万人以上の市
71	第18条	猟銃等製造の許可	総合支庁	0			
72	第19条第1項	猟銃等販売事業の許可	総合支庁	0			
73	第20条	猟銃等製造・販売の種類の変更許可	総合支庁	0			
74		猟銃等製造・販売事業所等の移転の許可	総合支庁	0			
75		猟銃等製造事業者等の許可の取消	総合支庁	0			
76		猟銃等製造設備等の修理、改造命令	総合支庁	0			
77		猟銃等製造事業者等の許可取消、事業停止	総合支庁	0			
78		猟銃等製造事業者等の承継届の受理	総合支庁	0			
79		猟銃等製造事業者等の廃止届の受理	総合支庁	0			
80	第24条	報告の徴収	総合支庁	0			
81	第25条	立入検査の実施	総合支庁	8			
82	第28条	公安委員会への意見聴取、通報	総合支庁	0			
83	第29条	聴聞の実施	総合支庁	0			

## ○有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律

有害物質を含有する家庭用品の規制に関する事務			現在の県の担当部課		健康福祉部	健康福祉企画課	移譲対象 市町村
No.	根拠条項	事務の内容	処分権者	処分件数	移譲に当たっての条件等	備考	
84	第6条第1項	基準に適合しない家庭用品の回収命令	本庁	0	薬剤師等薬学に関する専門的知識を有する職員の配置及び検査設備の整備を要する。	法律上は保健所を設置する市の事務	人口10万人以上の市
85	第6条第2項	家庭用品によると認められる人の健康に重大な被害が生じた場合の回収命令	本庁	0			
86	第7条第1項	立入検査等	本庁	4			

## (2) 衛生業種等

### ○と畜場法

#### と畜場の設置許可等に関する事務

No.	根拠条項	事務の内容	現在の県の担当部課		防災くらし安心部	食品安全衛生課	移譲対象市町村
			処分権者	処分件数	移譲に当たっての条件等	備考	
87	第4条	と畜場の設置の許可・許可申請書の提出・構造設備変更等の届出	本庁	0	獣医師等食品衛生に関する専門的知識を有する職員の配置及び検査に必要な設備等の整備を要する。 なお、第14条の検査の事務、第16条及び第17条の事務を行うと畜検査員は、獣医師でなければならない。	法律上は保健所を設置する市の事務	人口10万人以上の市
88	第5条第2項	処理する獣畜、頭数の制限	本庁	0			
89	第8条	衛生管理責任者の解任命令	本庁	0			
90	第10条第2項	作業衛生責任者の解任命令	本庁	0			
91	第12条第1項	と畜場使用料及びとさつ解体料の認可	本庁	0			
92	第13条第1項	自家用とさつの届出の受理	総合支庁	0			
93	第13条第3項	と畜場外とさつにおけるとさつ場所、内臓の取扱方法・汚物処理方法等の指示	総合支庁	0			
94	第14条第1項	獣畜のとさつの検査	食肉衛生検査所	427,899			
95	第14条第2項	獣畜の解体の検査	食肉衛生検査所	427,899			
96	第14条第3項	と畜場外への持出の許可	食肉衛生検査所	0			
97	第14条第4項	と畜場外でとさつ、解体する獣畜の検査	食肉衛生検査所	0			
98	第16条	と畜等の禁止、と畜場の消毒	食肉衛生検査所	0			
99	第17条第1項	報告の徴収等	食肉衛生検査所	0			
100	第18条第1項	と畜場の使用制限・停止	本庁	0			
101		と畜場の許可取消	本庁	0			
102	第18条第2項	とさつ、解体業務の禁止・停止	食肉衛生検査所	0			

### ○と畜場法施行規則

#### と畜場の設置許可等に関する事務

No.	根拠条項	事務の内容	現在の県の担当部課		防災くらし安心部	食品安全衛生課	移譲対象市町村
			処分権者	処分件数	移譲に当たっての条件等	備考	
103	第12条第3項第3号	持ち出し獣畜の肉等の焼却の報告受理	食肉衛生検査所	0	獣医師等食品衛生に関する専門的知識を有する職員の配置及び検査に必要な設備等の整備を要する。 NO.96 と畜場法第14条第3項に関する事務	法律上は保健所を設置する市の事務	人口10万人以上の市

### ○化製場等に関する法律

#### 死亡獣畜の処理の禁止の特例に関する事務

No.	根拠条項	事務の内容	現在の県の担当部課		防災くらし安心部	食品安全衛生課	移譲対象市町村
			処分権者	処分件数	移譲に当たっての条件等	備考	
104	第2条第2項	化製場外における死亡獣畜の処理の禁止の特例の許可	—	—		法律上は中核市の事務。 特例条例により、山形市以外の市町村に移譲済み（山形市はH31.4.1～中核市へ移行）	全市町村（済） ただし、中核市である山形市を除く。

### 化製場等の設置許可等に関する事務

No.	根拠条項	事務の内容	現在の県の担当部課		防災くらし安心部	食品安全衛生課	移譲対象市町村
			処分権者	処分件数	移譲に当たっての条件等	備考	
105	第3条第1項	化製場等の設置許可	総合支庁	0	公衆衛生に関する専門的知識を有する職員の配置を要する。	※県内に「化製場」は3施設、法8条準用施設は11施設ある。	全市町村
106	第3条第2項	死亡獣畜取扱場の構造設備等の変更の届出の受理	総合支庁	0			
107	第4条	不許可の理由の通知	総合支庁	0			
108	第5条	衛生措置に係る条例の制定	本庁	0			
109	第6条第1項	報告の徴取等	総合支庁	0			
110	第6条の2	化製場の構造設備の改善命令	総合支庁	0			
111	第7条	化製場の許可取消、使用禁止等	本庁 総合支庁	0			
112	第8条	魚介類・鳥類等製造貯蔵施設の設置の許可	総合支庁	0			
113	第8条	魚介類・鳥類等製造貯蔵施設の設備に係る改善命令許可取消、使用禁止	本庁 総合支庁	0			

### 動物の飼養等に関する事務

No.	根拠条項	事務の内容	現在の県の担当部課		防災くらし安心部	食品安全衛生課	移譲対象市町村
			処分権者	処分件数	移譲に当たっての条件等	備考	
114	第9条第1項	動物の飼養又は収容の許可	—	—		特例条例により全市町村に移譲済み	全市町村(済)
115	第9条第4項	動物の飼養又は収容の届出の受理	—	—			
116	第9条第5項	動物飼養施設の構造設備の改善命令、許可取消、使用取消	—	—			

### ○温泉法

#### 温泉利用の許可等に関する事務

No.	根拠条項	事務の内容	現在の県の担当部課		環境エネルギー部	みどり自然課	移譲対象市町村
			処分権者	処分件数	移譲に当たっての条件等	備考	
117	第15条	温泉利用の許可	総合支庁	16	公衆衛生に関する専門的知識を有する職員の配置を要する。	法律上は保健所を設置する市の事務 山形市は中核市移行により事務を移譲済	人口10万人以上の市
118	第18条	温泉成分等の掲示の届出の受理	総合支庁	69			
119	第30条	温泉利用に関する指示	本庁	0			
120	第31条	温泉利用の許可の取消、温泉利用の制限の命令及び危害予防の措置の命令	本庁	0			
121	第34条	報告徴収(利用許可施設に限る。)	総合支庁	513			
122	第35条	立入検査(利用許可施設に限る。)	総合支庁	0			

### ○公衆浴場法

#### 公衆浴場に関する事務

No.	根拠条項	事務の内容	現在の県の担当部課		防災くらし安心部	食品安全衛生課	移譲対象市町村
			処分権者	処分件数	移譲に当たっての条件等	備考	
123	第2条第1項	公衆浴場業の許可	総合支庁	4	公衆衛生に関する専門的知識を有する職員の配置を要する。	法律上は保健所を設置する市の事務	人口10万人以上の市
124	第2条第2項	公衆浴場業の経営の不許可及びその理由の通知	総合支庁	0			
125	第2条第4項	公衆浴場業の許可への条件の付加	本庁	0			
126	第2条の2第2項	公衆浴場業の営業者の地位の承継の届出の受理	総合支庁	1			
127	第4条	患者に対する入浴特例の許可	総合支庁	0			
128	第6条第1項	公衆浴場における必要な報告の徴取及び立入検査	総合支庁	88			
129	第7条	公衆浴場業の許可の取消、営業の停止	本庁	0			

## ○興行場法

### 興行場に関する事務

No.	根拠条項	事務の内容	現在の県の担当部課		防災くらし安心部	食品安全衛生課	移譲対象市町村
			処分権者	処分件数	移譲に当たっての条件等	備考	
130	第2条第1項	興行場の許可	総合支庁	5	公衆衛生に関する専門的知識を有する職員の配置を要する。	法律上は保健所を設置する市の事務	人口10万人以上の市
131	第2条第2項	興行場の経営の不許可及びその理由の通知	総合支庁	0			
132	第2条の2第2項	興行場の営業者の地位の承継の届出の受理	総合支庁	0			
133	第5条第1項	興行場における必要な報告の徴取及び立入検査	総合支庁	9			
134	第6条	興行場の許可の取消、営業の停止	本庁	0			

## ○クリーニング業法

### クリーニング所の設置の届出等に関する事務

No.	根拠条項	事務の内容	現在の県の担当部課		防災くらし安心部	食品安全衛生課	移譲対象市町村
			処分権者	処分件数	移譲に当たっての条件等	備考	
135	第5条第1項	クリーニング所の開設の届出の受理	総合支庁	11	公衆衛生に関する専門的知識を有する職員の配置を要する。	法律上は保健所を設置する市の事務	人口10万人以上の市
136	第5条第2項	無店舗買取店の営業の届出の受理	総合支庁	0			
137	第5条第3項	クリーニング所等の変更及び廃止の届出の受理	総合支庁	160			
138	第5条の2	クリーニング所の使用前確認検査	総合支庁	11			
139	第5条の3第2項	クリーニング所等の営業者の地位の承継の届出の受理	総合支庁	2			

### クリーニング師に関する事務

No.	根拠条項	事務の内容	現在の県の担当部課		防災くらし安心部	食品安全衛生課	移譲対象市町村
			処分権者	処分件数	移譲に当たっての条件等	備考	
140	第9条	業務従事者の業務停止	総合支庁	0	公衆衛生に関する専門的知識を有する職員の配置を要する。	法律上は保健所を設置する市の事務	人口10万人以上の市

### クリーニング所への立入検査等に関する事務

No.	根拠条項	事務の内容	現在の県の担当部課		防災くらし安心部	食品安全衛生課	移譲対象市町村
			処分権者	処分件数	移譲に当たっての条件等	備考	
141	第10条第1項	クリーニング所等への立入検査	総合支庁	64	公衆衛生に関する専門的知識を有する職員の配置を要する。	法律上は保健所を設置する市の事務	人口10万人以上の市
142	第10条の2	営業者への必要な措置命令	総合支庁	0			
143	第11条	営業停止、クリーニング所等閉鎖命令	本庁	0			

## ○旅館業法

### 旅館業に関する事務

No.	根拠条項	事務の内容	現在の県の担当部課		防災くらし安心部	食品安全衛生課	移譲対象市町村
			処分権者	処分件数	移譲に当たっての条件等	備考	
144	第3条第1項	旅館業の許可	総合支庁	20	公衆衛生に関する専門的知識を有する職員の配置を要する。	法律上は保健所を設置する市の事務	人口10万人以上の市
145	第3条第4項	学校等周辺の旅館業の営業の許可に係る意見聴取	総合支庁	0			
146	第3条第5項	旅館業の経営の不許可の理由の通知	総合支庁	0			
147	第3条第6項	旅館業の許可への条件の付加	総合支庁	0			
148	第3条の2	旅館業の営業者の地位の承継承認(法人の合併・分割)	総合支庁	1			
149	第3条の3	旅館業の営業者の地位の承継承認(個人の相続)	総合支庁	4			
150	第7条第1項	旅館業における必要な報告の徴取及び立入検査	総合支庁	360			
151	第7条の2	施設の構造設備の基準適合命令	総合支庁	0			
152	第8条	営業許可の取消、営業の停止	本庁	0			
153	第8条の2	国立大学長等の意見の受理	本庁	0			

## ○理容師法

### 理容師に関する事務

No.	根拠条項	事務の内容	現在の県の担当部課		防災くらし安心部	食品安全衛生課	移譲対象 市町村
			処分権者	処分件数	移譲に当たっての条件等	備考	
154	第10条第2項	業務従事者の業務停止	総合支庁	0	公衆衛生に関する専門的知識を有する職員の配置を要する。	法律上は保健所を設置する市の事務	人口10万人以上の市

### 理容所に関する事務

No.	根拠条項	事務の内容	現在の県の担当部課		防災くらし安心部	食品安全衛生課	移譲対象 市町村
			処分権者	処分件数	移譲に当たっての条件等	備考	
155	第11条第1項	理容所の開設の届出の受理	総合支庁	17	公衆衛生に関する専門的知識を有する職員の配置を要する。	法律上は保健所を設置する市の事務	人口10万人以上の市
156	第11条第2項	理容所の変更及び廃止の届出の受理	総合支庁	146			
157	第11条の2	理容所の使用前確認検査	総合支庁	17			
158	第11条の3第2項	理容所の開設者の地位の承継の届出の受理	総合支庁	15			
159	第13条第1項	理容所への立入検査	総合支庁	240			
160	第14条	理容所の閉鎖命令	本庁	0			

## ○美容師法

### 美容師に関する事務

No.	根拠条項	事務の内容	現在の県の担当部課		防災くらし安心部	食品安全衛生課	移譲対象 市町村
			処分権者	処分件数	移譲に当たっての条件等	備考	
161	第10条第2項	美容師の業務停止	総合支庁	0	公衆衛生に関する専門的知識を有する職員の配置を要する。	法律上は保健所を設置する市の事務	人口10万人以上の市

### 美容所に関する事務

No.	根拠条項	事務の内容	現在の県の担当部課		防災くらし安心部	食品安全衛生課	移譲対象 市町村
			処分権者	処分件数	移譲に当たっての条件等	備考	
162	第11条第1項	美容所の開設の届出の受理	総合支庁	85	公衆衛生に関する専門的知識を有する職員の配置を要する。	法律上は保健所を設置する市の事務	人口10万人以上の市
163	第11条第2項	美容所の変更及び廃止の届出の受理	総合支庁	278			
164	第12条	美容所の使用前の検査	総合支庁	85			
165	第12条の2第2項	美容所の開設者の地位の承継の届出の受理	総合支庁	3			
166	第14条第1項	美容所への立入検査	総合支庁	266			
167	第15条	美容所の閉鎖命令	本庁	0			

### (3) 動物衛生

#### ○動物の愛護及び管理に関する法律

##### 動物取扱業の規制に関する事務

No.	根拠条項	事務の内容	現在の県の担当部課		防災くらし安心部	食品安全衛生課	移譲対象市町村
			処分権者	処分件数	移譲に当たっての条件等	備考	
168	第10条第1項	動物取扱業の登録の受理	総合支庁	36	獣医師等の専門的知識を有する職員の配置を要する。	法律上は指定都市の事務 山形市の中核市移行に伴い、特例条例により山形市に移譲済み ただし、No179は除く。	全市町村 (山形市は移譲済み)
169	第11条第1項	動物取扱業者登録簿への登録の実施	総合支庁	36			
170	第12条第1項	登録の拒否	総合支庁	0			
171	第12条第2項	拒否理由の通知	総合支庁	0			
172	第13条第1項	登録の更新に係る届出の受理等	総合支庁	20			
173	第14条第1項	動物取扱業の変更の届出の受理	総合支庁	42			
174	第14条第2項						
175	第15条	動物取扱業者登録簿の閲覧	総合支庁	≒8			
176	第16条第1項	動物取扱業の廃業等の届出の受理	総合支庁	24			
177	第17条	登録の抹消	総合支庁	0			
178	第19条第1項	登録の取消等	総合支庁	0			
179	第21条第2項	遵守基準の規定	総合支庁	0			
180	第22条第3項	動物取扱責任者研修の実施	総合支庁	5			
181	第23条第1項	動物取扱業者に対する勧告	総合支庁	0			
182	第23条第2項	動物取扱業者に対する勧告	総合支庁	0			
183	第24条第1項	動物取扱業者に対する報告の徴収、立入検査	総合支庁	74			

##### 動物の飼養者への規制に関する事務

No.	根拠条項	事務の内容	現在の県の担当部課		防災くらし安心部	食品安全衛生課	移譲対象市町村
			処分権者	処分件数	移譲に当たっての条件等	備考	
184	第25条	周辺の生活環境の保全に係る勧告、命令	総合支庁	0	獣医師等の専門的知識を有する職員の配置を要する。	法律上は指定都市の事務	全市町村

##### 特定動物の飼育等許可に関する事務

No.	根拠条項	事務の内容	現在の県の担当部課		防災くらし安心部	食品安全衛生課	移譲対象市町村
			処分権者	処分件数	移譲に当たっての条件等	備考	
185	第26条第1項	特定動物の飼育又は保管の許可	総合支庁	0	獣医師等の専門的知識を有する職員の配置を要する。	法律上は指定都市の事務 ※「特定動物」とは、人の生命等に害を加えるおそれがある動物を指す(動物の愛護及び管理に関する法律施行令別表に規定)。	全市町村
186	第27条第2項	飼育等の許可への条件の付与	総合支庁	0			
187	第28条第1項	変更の許可等	総合支庁	0			
188	第28条第3項	届出の受理	総合支庁	0			
189	第29条	許可の取消	総合支庁	0			
190	第32条	特定動物飼養者に対する措置命令等	総合支庁	0			
191	第33条第1項	特定動物飼育者に対する報告の徴収、立入検査	総合支庁	7			

##### 犬及び猫の引取りに関する事務

No.	根拠条項	事務の内容	現在の県の担当部課		防災くらし安心部	食品安全衛生課	移譲対象市町村
			処分権者	処分件数	移譲に当たっての条件等	備考	
192	第35条第1項	犬及び猫の引取り	総合支庁	43	獣医師等の専門的知識を有する職員の配置及び収容保管施設の確保を要する。	法律上は指定都市、中核市の事務	全市町村
193	第35条第2項	所有者不明の犬及び猫の引取り	総合支庁	167			

### 負傷動物等の収容に関する事務

現在の県の担当部課			防災くらし安心部		食品安全衛生課		移譲対象市町村
No.	根拠条項	事務の内容	処分権者	処分件数	移譲に当たった条件等	備考	
194	第36条第1項	負傷動物及び動物の死体の発見の通報の受理	—	—		動物の死体に係るもののみ特例条例により山形市以外の市町村に移譲済み(H31.4.1から山形市が中核市へ移行し当該事務が法定移譲事務となるため。)	全市町村(済) ただし、中核市の形市を除く。
195		動物の死体の収容	—	—			
196	第36条第2項	負傷動物の収容	総合支庁	117	獣医師等の専門的知識を有する職員の配置及び収容保管施設の確保を要する。	法律上は指定都市、中核市の事務(H31.4.1から山形市が中核市へ移行)	全市町村 ただし、中核市の山形市を除く

### 繁殖制限の指導に関する事務

現在の県の担当部課			防災くらし安心部		食品安全衛生課		移譲対象市町村
No.	根拠条項	事務の内容	処分権者	処分件数	移譲に当たった条件等	備考	
197	第37条第2項	犬及び猫の引取りの際の繁殖制限の助言指導	総合支庁	≒50	獣医師等の専門的知識を有する職員の配置を要する。	法律上は指定都市の事務	全市町村

### 動物愛護推進員の委嘱に関する事務

現在の県の担当部課			防災くらし安心部		食品安全衛生課		移譲対象市町村
No.	根拠条項	事務の内容	処分権者	処分件数	移譲に当たった条件等	備考	
198	第38条第1項	動物愛護推進員の委嘱	本庁	30	獣医師等の専門的知識を有する職員の配置を要する。	法律上は指定都市、中核市の事務	全市町村

## ○山形県動物の保護及び管理に関する条例

### 負傷動物の収容等に関する事務

現在の県の担当部課			防災くらし安心部		食品安全衛生課		移譲対象市町村
No.	根拠条項	事務の内容	処分権者	処分件数	移譲に当たった条件等	備考	
199	第16条	負傷動物の収容に係る公示	—	—	No.196 動物の愛護及び管理に関する法律第36条第2項の負傷動物の収容に伴う事務	特例条例により全市町村に移譲済み	全市町村(済)
200	第15条第1項	負傷動物に対する治療等	総合支庁	1	No.196 動物の愛護及び管理に関する法律第36条第2項の負傷動物の収容に関する事務	移譲に当たった条件等：獣医師等の専門的知識を有する職員の配置及び収容保管施設の確保を要する。	全市町村
201	第17条	係留されていない飼い犬の抑留等	総合支庁	136			
202	第18条	野犬の駆除	総合支庁	0			
203	第20条	事故届の受理	総合支庁	38			
204	第21条	措置命令	総合支庁	0			
205	第22条第1項	報告の徴収、立入調査等	総合支庁	69			
206	第23条第2項	手数料の減免	総合支庁	0			

## ○狂犬病予防法

### 狂犬病予防法の一部準用に関する事務

現在の県の担当部課			防災くらし安心部		食品安全衛生課		移譲対象市町村
No.	根拠条項	事務の内容	処分権者	処分件数	移譲に当たった条件等	備考	
207	第2条第3項	狂犬病予防法の一部準用に係る報告	本庁	0	獣医師等狂犬病に関する専門的知識を有する職員の配置を要する。	法律上は保健所を設置する市の事務	人口10万人以上の市

### 狂犬病予防員の任命に関する事務

現在の県の担当部課			防災くらし安心部		食品安全衛生課		移譲対象市町村
No.	根拠条項	事務の内容	処分権者	処分件数	移譲に当たった条件等	備考	
208	第3条第1項	狂犬病予防員の任命	本庁	4		法律上は保健所を設置する市の事務	人口10万人以上の市

### 捕獲人の指定に関する事務

現在の県の担当部課			防災くらし安心部		食品安全衛生課		移譲対象市町村
No.	根拠条項	事務の内容	処分権者	処分件数	移譲に当たった条件等	備考	
209	第6条第2項	捕獲人の指定	本庁	12		法律上は保健所を設置する市の事務	人口10万人以上の市

**狂犬病発生時の措置に関する事務**

現在の県の担当部課			防災くらし安心部		食品安全衛生課		移譲対象市町村
No.	根拠条項	事務の内容	処分権者	処分件数	移譲に当たっての条件等	備考	
210	第8条	狂犬病の報告	本庁 総合支庁	0	獣医師等狂犬病に関する専門的知識を有する職員の配置を要する。	法律上は保健所を設置する市の事務	人口10万人以上の市

**予防員立入りに係る期間及び区域の指定に関する事務**

現在の県の担当部課			防災くらし安心部		食品安全衛生課		移譲対象市町村
No.	根拠条項	事務の内容	処分権者	処分件数	移譲に当たっての条件等	備考	
211	第6条第5項	予防員立入りに係る期間及び区域の指定	本庁	0	獣医師等狂犬病に関する専門的知識を有する職員の配置及び収容保管施設の確保を要する。	法律上は保健所を設置する市の事務	人口10万人以上の市
212	第10条	公示・係留命令等	本庁	0			
213	第11条	狂犬病にかかった犬若しくはその疑いがある犬の殺害許可	本庁	0			
214	第13条	検診及び予防注射	本庁	0			
215	第14条	病勢鑑定のための犬等の死体解剖等の許可	本庁	0			
216	第15条	移動の制限	本庁	0			
217	第16条	交通の遮断又は制限	本庁	0			
218	第17条	集合施設の禁止	本庁	0			
219	第18条第1項	けい留されていない犬の抑留	総合支庁	0			
220	第18条の2	けい留されていない犬の薬殺	本庁	0			

## (4) 生活その他

### ○特定非営利活動促進法

#### 特定非営利活動法人の設立認証等に関する事務

No.	根拠条項	事務の内容	現在の県の担当部課		防災くらし安心部	県民活動・防災ボランティア支援室	移譲対象市町村
			処分権者	処分件数	移譲に当たっての条件等	備考	
221	第10条第1項	特定非営利活動法人の設立の認証	総合支庁	17	事務所の所在地が同一市町村の区域内にある場合に限る。	特例条例により山形市、上山市、村山市、南陽市、河北町及び庄内町に移譲済み	全市町村 (山形市、上山市、村山市、南陽市、河北町及び庄内町は済)
222	第10条第2項	特定非営利活動法人の認証申請の公告・縦覧	本庁 総合支庁	15			
223	第13条第2項	特定非営利活動法人の設立登記完了届出書の受理	総合支庁	7			
224	第13条第3項	未登記法人の設立認証の取消し	総合支庁	1			
225	第23条第1項	特定非営利活動法人の役員の変更等の届出書の受理	総合支庁	152			
226	第25条第3項	特定非営利活動法人の定款の変更認証	総合支庁	45			
227	第25条第6項	特定非営利活動法人の定款の変更の届出書の受理	総合支庁	83			
228	第25条第7項	特定非営利活動法人の定款変更登記完了提出書の受理	総合支庁	17			
229	第29条	特定非営利活動法人の提出する事業報告書等の受理	総合支庁	390			
230	第30条	特定非営利活動法人の提出する事業報告書等の閲覧及び謄写	本庁 総合支庁	16			
231	第31条第2項	特定非営利活動法人が成功の不能により解散する際の認定	総合支庁	0			
232	第31条第4項	特定非営利活動法人の解散届出書の受理	総合支庁	5			
233	第31条の8	特定非営利活動法人の清算人就任届出書の受理	総合支庁	2			
234	第32条の3	特定非営利活動法人の清算終了届出書の受理	総合支庁	5			
235	第32条第2項	特定非営利活動法人が解散時の残余財産の譲渡の認証	総合支庁	0			
236	第34条第3項	特定非営利活動法人の合併の認証	総合支庁	0			
237	第39条第2項	特定非営利活動法人の合併登記完了届出書の受理	総合支庁	0			
238	第39条第2項	未登記法人の合併認証の取消し	総合支庁	0			
239	第41条第1項	特定非営利活動法人の報告、立ち入り、検査	総合支庁	0			
240	第42条	特定非営利活動法人の改善命令	総合支庁	0			
241	第43条第1項	特定非営利活動法人の設立認証の取消し	総合支庁	0			
242	第43条の2	暴力団排除に係る警察への意見聴取	総合支庁	0			

認定特定非営利活動法人等の認定等に関する事務				現在の県の担当部課	防災くらし安心部	県民活動・防災ボランティア支援室	移譲対象市町村
No.	根拠条項	事務の内容	処分権者	処分件数	移譲に当たった条件等	備考	
243	第44条第1項	認定特定非営利活動法人の認定	本庁 総合支庁	0	事務所の所在地が同一市町村の区域内にある場合に限る。		全市町村
244	第48条	認定特定非営利活動法人の認定に関する意見聴取	本庁 総合支庁	0			
245	第51条第2項	認定特定非営利活動法人の認定の有効期間の更新	本庁 総合支庁	1			
246	第51条第5項	認定特定非営利活動法人の認定の有効期間の更新に関する意見聴取	本庁 総合支庁	1			
247	第53条第1項	認定特定非営利活動法人の代表者の氏名の変更の届出書の受理	本庁 総合支庁	0			
248	第55条	認定特定非営利活動法人の提出する役員報酬規程等の受理	本庁 総合支庁	6			
249	第56条	認定特定非営利活動法人の提出する役員報酬規程等の閲覧及び謄写	本庁 総合支庁	0			
250	第58条第1項	特例認定特定非営利活動法人の特例認定	本庁 総合支庁	0			
251	第62条	特例認定特定非営利活動法人の特例認定に関する意見聴取	本庁 総合支庁	0			
252	第62条	特例認定特定非営利活動法人の代表者の氏名の変更の届出書の受理	本庁 総合支庁	0			
253	第62条	特例認定特定非営利活動法人の提出する役員報酬規程等の受理	本庁 総合支庁	0			
254	第62条	特例認定特定非営利活動法人の提出する役員報酬規程等の閲覧及び謄写	本庁 総合支庁	0			
255	第63条第1項及び第2項	認定特定非営利活動法人等の合併の認定	本庁 総合支庁	0			
256	第63条第5項	認定特定非営利活動法人等の合併の認定に関する意見聴取	本庁 総合支庁	0			
257	第65条第1項	認定特定非営利活動法人等の勧告	本庁 総合支庁	0			
258	第65条第4項	認定特定非営利活動法人等の命令	本庁 総合支庁	0			
259	第65条第4項	認定特定非営利活動法人等の報告、立ち入り、検査	本庁 総合支庁	0			
260	第65条第7項	認定特定非営利活動法人等への勧告、命令に関する意見聴取	本庁 総合支庁	0			
261	第66条第1項	認定特定非営利活動法人のその他の事業の停止命令	本庁 総合支庁	0			
262	第67条	認定特定非営利活動法人等の認定等の取消し	本庁 総合支庁	0			
263	第67条第4項	認定特定非営利活動法人等の認定及び特例認定の取消しに関する意見聴取	本庁 総合支庁	0			

## ○旅券法

### 旅券の発給等に関する事務

旅券の発給等に関する事務				現在の県の担当部課	みらい企画創造部	国際人材活躍支援課	移譲対象市町村
No.	根拠条項	事務の内容	処分権者	処分件数	移譲に当たった条件等	備考	
264	第3条第1項	一般旅券の発給の申請の受理	本庁 総合支庁	19,534	特例条例により鶴岡市、酒田市、天童市に移譲済み		全市町村 (鶴岡市、酒田市、天童市は済)
265	第3条第2項ただし書	申請者の身分上の事実の確認	本庁 総合支庁	統計なし			
266	第3条第2項第2号	申請者の身分上の事実の認定	本庁 総合支庁	統計なし			
267	第3条第3項	申請者の確認及び確認のための書類の提示又は提出の要求	本庁 総合支庁	19,534			
268	第8条第1項	一般旅券の交付	本庁 総合支庁	19,478			
269	第8条第2項	申請者の出頭を求めなく行う一般旅券の交付	本庁 総合支庁	統計なし			
270	第12条第1項	一般旅券の査証欄の増補の申請の受理	本庁 総合支庁	32			
271	第17条第1項	一般旅券の紛失又は焼失の届出の受理	本庁 総合支庁	統計なし			
272	第17条第2項	一般旅券の紛失又は焼失の届出の受理	本庁 総合支庁	統計なし			
273	第17条第3項	届出者の確認及び確認のための書類の提示又は提出の要求	本庁 総合支庁	統計なし			
274	第19条第5項	一般旅券の返納の受理	本庁 総合支庁	統計なし			
275	第19条第6項	返納を受けた一般旅券の消印及び還付	本庁 総合支庁	統計なし			

## ○屋外広告物法

### 屋外広告物違反に対する措置等に関する事務

No.	根拠条項	事務の内容	現在の県の担当部課		県土整備部	県土利用政策課	移譲対象市町村
			処分権者	処分件数	移譲に当たっての条件等	備考	
276	第3条	屋外広告物の表示等の禁止	本庁	0	・景観法に基づく景観行政団体(現時点では鶴岡市、酒田市、長井市、大江町、米沢市)を対象とする(屋外広告物法第28条)。 ・移譲を受ける市町村は県条例の規制・基準内容を景観計画等に即した内容に変えた屋外広告物条例を定める。	・屋外広告物法第27条、第28条による移譲。 ・法律上は指定都市、中核市の事務	指定都市、中核市、及び景観行政団体である市町村
277	第4条	屋外広告物の表示等の制限	本庁	0			
278	第5条	屋外広告物の表示の方法等の基準	本庁	0			
279	第7条第1項	違反に対する措置(是正指導)	総合支庁	133			
280	第8条第5項	売却代金の売却費用への充当に関する事務	総合支庁	0			
281	第8条第6項	除却等費用の所有者への負担に関する事務	総合支庁	0			
282	第8条第7項	保管した広告物等の廃棄等の所有権の帰属に関する事務	総合支庁	0			

### 屋外広告物違反に対する措置等に関する事務(地方自治法による移譲)

No.	根拠条項	事務の内容	現在の県の担当部課		県土整備部	県土利用政策課	移譲対象市町村
			処分権者	処分件数	移譲に当たっての条件等	備考	
283	第7条第2項	違反に対する措置(略式代執行)	総合支庁	0	・手数料条例等の改正が必要。 ・県条例の内容を変えずに県の事務をそのまま移譲する。	・法定移譲によりH31.4山形市に移譲済み ・特例条例によりH23.4酒田市に移譲済み	全ての市町村(山形市、酒田市済)
284	第7条第3項	違反に対する措置(行政代執行)	総合支庁	0			
285	第7条第4項	違反に対する措置(貼紙、貼札、広告旗、立看板等の簡易除却)	総合支庁	122			
286	第8条第1項	除却した広告物等の保管	総合支庁	55			
287	第8条第2項	除却した広告物等を保管した場合の公示	総合支庁	54			
288	第8条第3項	保管した広告物等の評価、売却、売却代金の保管	総合支庁	0			
289	第8条第4項	保管した広告物等の廃棄	総合支庁	55			

## ○山形県屋外広告物条例

### 屋外広告物違反に対する措置等に関する事務

No.	根拠条項	事務の内容	現在の県の担当部課		県土整備部	県土利用政策課	移譲対象市町村
			処分権者	処分件数	移譲に当たっての条件等	備考	
290	第3条第1項	広告物の表示又は掲出物件の設置の許可	総合支庁	609	・手数料条例等の改正が必要。 ・県条例の内容を変えずに県の事務をそのまま移譲する。	・法定移譲によりH31.4山形市に移譲済み ・特例条例によりH23.4酒田市に移譲済み	全ての市町村(山形市済)
291	第3条第2項	広告物の表示又は掲出物件の設置の届出の受理	総合支庁	17			
292	第5条第1項	許可の期間の決定	総合支庁	609			
293	第5条第3項	条件の付加	総合支庁	609			
294	第6条第1項	広告物の表示又は掲出物件の設置の更新の許可	総合支庁	1,431			
295	第7条第1項	広告物又は掲出物件の変更の許可	総合支庁	1			
296	第7条第3項	広告物又は掲出物件の変更の届出の受理	総合支庁	3			
297	第10条第1項	広告物の表示又は掲出物件の設置の許可	総合支庁	0			
298	第10条第2項	広告物又は掲出物件を除却した旨の届出の受理	総合支庁	0			
299	第12条の2第2項	広告物の更新時の点検結果報告の受理	総合支庁	327			
300	第13条第1項	管理者を置いた旨の届出の受理	総合支庁	217			
301	第13条第2項	管理者の変更の届出の受理	総合支庁	32			
302	第13条第3項	管理者等の氏名等の変更の届出の受理	総合支庁	150			
303	第14条	工事の完成の届出の受理	総合支庁	180			
304	第16条第1項	許可の取消し	総合支庁	0			
305	第16条第2項	除却の命令	総合支庁	0			
306	第16条第3項	必要な措置の命令	総合支庁	0			
307	第16条第4項	除却の公示	総合支庁	0			
308	第17条第1項	報告若しくは資料の徴収又は立入検査	総合支庁	0			

## ○墓地、埋葬等に関する法律

### 墓地等の経営に関する事務

No.	根拠条項	事務の内容	現在の県の担当部課		防災くらし安心部	食品安全衛生課	移譲対象市町村
			処分権者	処分件数	移譲に当たっての条件等	備考	
309	第10条第1項	墓地、納骨堂又は火葬場の経営の許可	—	—		法律上は市の事務 特例条例により全町村に移譲済み 地方分権改革推進委員会 第一次勧告掲載	全町村(済)
310	第10条第2項	墓地の区域、納骨堂若しくは火葬場の施設の変更・廃止の許可	—	—			

### 火葬場への立入検査等に関する事務

No.	根拠条項	事務の内容	現在の県の担当部課		防災くらし安心部	食品安全衛生課	移譲対象市町村
			処分権者	処分件数	移譲に当たっての条件等	備考	
311	第18条第1項	火葬場への立入検査、報告徴収	—	—		法律上は市の事務 特例条例により全町村に移譲済み 地方分権改革推進委員会 第一次勧告掲載	全町村(済)

### 墓地等の整備改善に関する事務

No.	根拠条項	事務の内容	現在の県の担当部課		防災くらし安心部	食品安全衛生課	移譲対象市町村
			処分権者	処分件数	移譲に当たっての条件等	備考	
312	第19条	墓地等の施設の整備改善その他の強制処分命令、墓地等の経営等の許可取消	—	—		法律上は市の事務 特例条例により全町村に移譲済み 地方分権改革推進委員会 第一次勧告掲載	全町村(済)

## ○建築物における衛生的環境の確保に関する法律

### 特定建築物についての届出受理等に関する事務

No.	根拠条項	事務の内容	現在の県の担当部課		防災くらし安心部	食品安全衛生課	移譲対象市町村
			処分権者	処分件数	移譲に当たっての条件等	備考	
313	第5条	特定建築物についての届出の受理等	総合支庁	14		法律上は保健所を設置する市の事務	人口10万人以上の市
314	第7条第4項	法律違反者の申し出	本庁	0	薬学、理学など環境に関する技術的専門的知識を有する職員の配置を要する。	※「特定建築物」とは、興行場、百貨店、店舗、事務所、学校、共同住宅等の用に供される相当程度の規模を有する建築物で、その維持管理に環境衛生上特に配慮が必要なものを指す。	
315	第11条第1項	特定建築物所有者等からの報告徴収、立入検査又は質問	総合支庁	47			
316	第12条	特定建築物所有者への改善命令等	本庁	0			

### 事業の登録に関する事務

No.	根拠条項	事務の内容	現在の県の担当部課		防災くらし安心部	食品安全衛生課	移譲対象市町村
			処分権者	処分件数	移譲に当たっての条件等	備考	
317	第12条の2第1項	建築物における清掃を行う事業等の登録	総合支庁	20			人口10万人以上の市
318	第12条の4	登録の取消	本庁	0	薬学、理学など環境に関する技術的専門的知識を有する職員の配置を要する。	法律上は保健所を設置する市の事務	
319	第12条の5第1項	登録業者の業務に係る報告の徴収、立入検査又は質問	総合支庁	27			

## ○山形県小規模水道条例

### 小規模水道の改善指示等に関する事務

No.	根拠条項	事務の内容	現在の県の担当部課		防災くらし安心部	食品安全衛生課	移譲対象市町村
			処分権者	処分件数	移譲に当たっての条件等	備考	
320	第11条	改善の指示	総合支庁	11			全市(中核市を機に小規模水道条例を整備した山形市を除く)
321	第12条	給水の停止命令	総合支庁	0			
322	第13条	報告の徴収及び立入検査	総合支庁	35			